

# 農業委員会総会議事録

## 第9回農業委員会

1. 開会日時 令和元年12月26日(木) 午前9時30分
2. 閉会日時 令和元年12月26日(木) 午前10時05分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

### 4. 出席者

委員(全16人中15人出席)

出席者

1番	柴田勝美	10番	河村秋雄
2番	林弘子	11番	坪井敏彦
3番	伊藤博	12番	尾野康雄
4番	岡島一雄	13番	安藤丁士
5番	戸田昌代	14番	河村活敏
6番	尾野正幸	15番	安藤茂市
7番	坪井邦夫	16番	坪井佳雅理
9番	河村春樹		

欠席者

8番 河村正典

事務局 2名

事務局長 早川 建設課長

事務局員 柴田 主任

## 5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
  - (1) 農地法第5条許可申請について
- ⑤ 報告事項
  - (1) 農地法第3条届出受理状況について
  - (2) 農地法第4条届出受理状況について
  - (3) 農地法第5条届出受理状況について
- ⑥ その他

## 6. 配布資料

- ①資料1 農地法第5条関係（許可）
- ②資料2 農地法第3条関係（届出）
- ③資料3 農地法第4条関係（届出）
- ②資料4 農地法第5条関係（届出）

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので只今より令和元年度第9回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したもののみでございます。ご確認ください。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

安藤会長

おはようございます。冬至が過ぎましたが暖かい日が続いております。年末は寒くなっていくという予報であります。年末のお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。また、先般の研修では県外の野菜カット工場へ行きました。直接豊山町には関係無かったか

もしれませんが農業の実情が見られたのではないかと思います。

**【出席人数確認】**

安藤会長

まず出席者ですが、河村正典委員から欠席の連絡をいただいております、農業委員16名中、現在出席者15名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

**【議事録署名者指名】**

事務局

議事録署名者を指名いたします。

7番 坪井邦夫委員と9番 河村春樹委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

**【議 案】**

安藤会長

本日の議案は1件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第8号について説明します。

**【議案第8号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】**

本日配布しました「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」は、本日の審議の結果この案どおりの意見でよいということに決定されましたら、5条の許可申請書に添えて県に進達する書類であります。それでは、許可申請書の中身について、ご説明します。

資料1をご覧ください。申請地の転用の目的は、有限会社アンカネ酒店の車輛駐車場整備であります。申請地は、西春日井郡豊山町大字豊場字大山56番、地目、登記ともに田であり、転用面積は303㎡です。

場所につきましては、資料1の添付図面をご覧ください。次に、農地区分の説明をします。農地区分判定図と記載のある資料をご覧ください。申請地周辺は市街化調整区域内ですが、道路と川に区画された太線で囲われた街区は、合計面積が約13,218㎡に対して、農地面積は3,769㎡となり、農地の割合は約29%となります。1街区中、農地の割合が60%に満たない場合は第3種農地となります。申請地周辺の状況につきましては、農地区分判定図のとおりです。申請地は黒塗り箇所となります。排水については、雨水排水のみであり、既設側溝へ排水します。

次に「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)」をご覧ください。申請に係る事項につきましては、先程の説明のとおりであるため、省略させていただきます。農地転用に関する許可基準からみた意見について説明いたします。この申請の許可基準に定める農地の区別の該当事項は、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)に該当します。具体的には、先ほどの説明と同様ですが、街区に占める宅地の割合が40%を超え第3種農地となるため原則として許可できるものと考えます。

転用地現況は、柴田勝美委員が確認しており事務局も確認しております。適正に耕作できる状態となっています。

また、木津用水土地改良区に意見書を得ております。

よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第8号 農地法第5条許可申請書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

現地確認してきました。数年前から耕作はしていない土地であり、これを機に駐車場になることは良いことだと思います。東側は、田がありますが影響はないと思います。役場からの適切な指導のもと工事

をしてもらいたいと思います。

B 委員

今回の申請は駐車場を貸すという申請ですか。

事務局

今回の申請は、貸人は個人であり、借人はその個人が勤務している法人であります。当初は4条での申請という考えだったのですが、会社が法人登記されている場合は、5条申請になるということで県からの指導がありましたので駐車場の賃借で申請が出ております。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

資料1 議案第8号の農地法第5条の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成をいただきましたのでこちらを県に進達いたします。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第3条、4条、5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、3条、4条、5条の届出の受理状況について、ご説明します。  
まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

**【資料 2 農地法第 3 条届出受理状況朗読】**

続いて 4 条届出です。4 条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

**【資料 3 農地法第 4 条届出受理状況朗読】**

最後に 5 条届出です。5 条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

**【資料 4 農地法第 5 条届出受理状況朗読】**

以上で、3 条、4 条、5 条の届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第 3 条、4 条、5 条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

C 委員

地図に誰が見ても分かるような施設の名前や道路名を入れてほしい。普段行かない場所は、場所が分かりづらい。

事務局

次からはそういった表示を入れます。

安藤会長

他に質問等もありませんので、報告事項の農地法第 3 条、4 条、5 条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

【閉 会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和2年1月28日（火）午前9：30開始

場所：役場2階 会議室1

資料：1月15日頃郵送予定。

(2) 新年会について案内。

(3) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時05分終了)

9. 農地転用件数

1 1 月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3 条	許可	0	0.00	青山	3 条	許可	3	602.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	16	17,765.00
		4	1,810.00	豊場				
4 条	許可	0	0.00	青山	4 条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	2,475.00
		1	486.00	豊場				
5 条	許可	0	0.00	青山	5 条	許可	2	1,245.00
		1	303.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	38	14,483.67
		3	716.00	豊場				

※ 累計については平成31年1月～令和元年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。